

# 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの輸送について

## 【ワクチン輸送について】

ワクチンについては、全国の医療機関等に迅速に輸送する必要があるとともに、ワクチンの輸送に際しては、国際的な規制要件に沿った温度管理等についての専門的な知識、輸送物への異物混入や盗難防止に適した施設の確保、安定的な輸送体制の整備が必要。

## 【ワクチン輸送を行う運送事業者の要件】

ワクチン輸送は、特に高度な品質管理が求められることから、原則として①～⑤のいずれかに該当する運送事業者が輸送

- ① 災害対策基本法に規定する指定公共機関、指定地方公共機関である運送事業者
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する指定公共機関、指定地方公共機関である運送事業者
- ③ 地方公共団体とあらかじめ自然災害等の緊急時における物資の輸送に関する協定を締結している貨物自動車運送事業者
- ④ 日頃より医薬品の輸送を行っている等ワクチンの迅速かつ確実な輸送に対応できる貨物自動車運送事業者
- ⑤ 新型コロナワクチン感染症に係るワクチンの輸送における有償運送許可を受けた薬品卸売販売業者

※ ⑤について、ワクチンの取扱いは、高度な品質管理、専門的な知識が必要であることから、薬品卸売販売業者に限り、自家用自動車での有償運送を許可。運送する区間は、医薬品製造会社の倉庫から自治体の指定する医療機関等、輸送できる品目はワクチンそれに付随する針・シリンジ等、許可期間は令和3年1月4日～令和4年2月28日

今回のワクチン輸送については、公共の福祉を確保する観点から、道路運送法第78条第3号により、特例的に自家用車での有償運送を許可。

## 【ワクチン輸送への対応が可能な運送事業者の確保に関する相談窓口の設置】

- ・ワクチンの接種体制については、市町村において確保
- ・全国各地の予防接種会場への迅速かつ効率的なワクチンの輸送を行うため、ワクチン輸送に必要な運送事業者の確保について、地方公共団体からの相談窓口を全国の地方運輸局・運輸支局に設置・対応。
- ・なお、地方公共団体から相談を受けた際は、各都道府県トラック協会に情報提供